**取締役等の雇用保険被保険者資格簡易判定票**

労働条件が該当すれば○印、該当しなければ✕印を判定欄につけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 判定欄 | 労働条件 |
|  | 代表権・業務執行権がない |
|  | 監査役ではない |
|  | 副社長・専務・常務など、取締役等での役職には就いていない |
|  | 部長・支店長・工場長など、従業員としての身分がある |
|  | 役員報酬よりも、従業員としての賃金が主たる収入となっている |
|  | 賃金形態・出勤義務・勤務時間・年休処理など、他の従業員と同様に労務管理を受けている（就業規則・給与規定の適用を受けている） |
|  | 賃金台帳・労働者名簿・出勤簿などの労務管理に関する書類が、他の従業員と同様に整備されている |

* 判定欄にすべて○印がつけば、被保険者となります。
* ✕印がある場合は、基本的に被保険者となりません。
* 申請を行う場合は、「兼務役員雇用実態証明書」に確認書類を添付して提出してください。
* 現在被保険者となっている場合でも、条件が変更したときは、速やかに「兼務役員雇用実態証明書」を再申請するか「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出してください。
* 退職時に被保険者資格がないとわかった場合は、遡及して資格の喪失を行うので、雇用保険の受給が受けられないばかりでなく、時効にかかる労働保険料も戻りません。

 春日市春日公園３－２

 福岡南公共職業安定所　雇用保険適用課

 ＴＥＬ　０９２－５１３－８６０９（コード番号　２１＃）